

令和 7 年 1 1 月 1 8 日

国費契約におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

千葉県警察本部

下記のとおり国費契約における見積りを依頼します。

提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方いたします。

参加を希望される場合は「国費契約におけるオープンカウンター方式実施要領」及び下記の留意事項を熟読の上、参加をお願いします。

記

- 1 案件名 警察学校射撃場残弾回収作業等業務委託
- 2 仕様等 別添仕様書のとおり
- 3 見積合わせに参加する者に必要な資格等
 - (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (5) 「暴力団排除に関する誓約事項」（別添）について誓約できる者であること。
- 4 問い合わせ先
千葉県警察本部総務部会計課営繕係
〒2 6 0－8 6 6 8 千葉市中央区長洲一丁目 9 番 1 号
電話番号 0 4 3－2 0 1－0 1 1 0（内線 2 2 8 6）
- 5 見積書等の提出期限及び場所
 - (1) 期 限 令和 7 年 1 2 月 1 日（月）午後 5 時まで
 - (2) 場 所 上記 4「問い合わせ先」と同じ
- 6 見積書等の提出方法
 - (1) 別紙 1 の様式により見積書の作成をお願いします。
 - (2) 見積金額は、特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含めた総価（消費税込み）を記載して下さい。当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額を記載して下さい。
 - (3) 本件は、見積書の作成、契約等について代理人に委任することができます。この場合は、別紙 2 の様式を見積書と併せて提出してください。
 - (4) 見積書等の提出は、持参、郵送を問わず、締切日時必着とし、郵送される場合は封筒の表に、

「警察学校射撃場残弾回収作業等業務委託」と必ず朱書きして下さい。

7 契約の相手方及び契約金額について

(1) 期限までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とします。

(2) 契約金額は、原則として見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

8 見積合わせ結果について

(1) 契約の相手方として決定した事業者の方にのみ当方から連絡します。

(2) 見積書を提出された事業者の方で、決定業者及び金額について知りたい方は、見積書提出期限経過後、上記4にお問い合わせください。

9 契約書等作成の可否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成します（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）。

10 暴力団排除に関する誓約事項

見積参加者は、見積書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別添）に誓約したものとします。

また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなった際は、当該者の提出した見積書を無効とします。

11 その他

(1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。

(2) 上記6において、同価の見積が2者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。

(3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。

(4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合には当団体）は、下記事項について見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、千葉県警察本部の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

（１）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（２）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて発注元の契約担当官又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するために必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

見 積 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
千葉県警察会計担当官 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
連 絡 先
事務担当者
連 絡 先

設計図書及び説明事項を承知し、下記金額をもって見積りいたします。

円也

(消費税及び地方消費税を含む。)

件 名 警察学校射撃場残弾回収作業等業務委託

場 所 東金市

上記の件について、「国費契約におけるオープンカウンター方式実施要領」を承諾の上、見積りします。

※ 金額は算用数字で記入し、頭部に¥をつけること。

【記載例】※発行権者・事務担当者の氏名及び連絡先を記載した場合は、押印の省略可。

別紙 1

見 積 書

見積書作成日を記載する

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

千葉県警察会計担当官 殿

社判

住 所 ○○市○○○1-2-3

会 社 名 ○○○○株式会社

代表者名 代表取締役 ○○○○

連 絡 先 ○○○○

事務担当者 ○○○○

連 絡 先 ○○○○

事務担当者、連絡先を記載した場合は押印が省略出来ます！

印

代表者印

設計図書及び説明事項を承知し、下記金額をもって見積りいたします。

¥○○○, ○○○ 円也

(消費税及び地方消費税を含む。)

消費税込みの見積額を記載

件 名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

場 所 ○○市

上記の件について、「国費契約におけるオープンカウンター方式実施要領」を承諾の上、見積りします。

※ 金額は算用数字で記入し、頭部に¥をつけること。

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
千葉県警察会計担当官 殿

委任者 住 所
(本社) 会 社 名
代表者名

印

私は、下記の者を代理人と定め、警察学校射撃場残弾回収作業等業務委託について、次の権限を委任します。

記

代理人 住 所
会 社 名
代表者名

印

- 1 見積に関する一切の件
- 2 契約の締結並びに契約に定める関係書類に関する一切の件
- 3 物品の納入又は工事の施工に関する一切の件
- 4 代金の請求及び契約保証金の納付並びに受領に関する一切の件
- 5 複代理人選出に関する一切の件
- 6 その他これらに付随する一切の件

【記載例】

別紙 2

委任状

見積書の日付と合わせる

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

千葉県警察会計担当官 殿

委任者 住 所 東京都〇〇区〇〇〇 1-2

(本社) 会 社 名 〇〇〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

社判

代表者印

私は、下記の者を代理人と定め、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について、次の権限を委任します。

記

代理人 住 所 千葉県〇〇市〇〇〇 8-9

会 社 名 〇〇〇〇株式会社 千葉支店

代表者名 支店長 〇〇 〇〇 印

社判

代表者印

- 1 見積に関する一切の件
- 2 契約の締結並びに契約に定める関係書類に関する一切の件
- 3 物品の納入又は工事の施工に関する一切の件
- 4 代金の請求及び契約保証金の納付並びに受領に関する一切の件
- 5 複代理人選出に関する一切の件
- 6 その他これらに付随する一切の件

国費契約におけるオープンカウンター方式実施要領

千葉県警察本部

本件実施要領は、千葉県警察が国費で発注する物品購入等の調達契約に関し、オープンカウンター（公募型見積合わせ）方式による契約手続等について定めるものである。

なお、オープンカウンター（以下「オープンカウンター方式」という。）方式とは、相手方を特定せずに、案件を公開し、一定の資格を有する見積参加希望者から有効な見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で、最低価格の者を契約の相手方とする方式の見積合わせをいう。

1 実施案件

予算決算及び会計令第99条第2号から同条第7号による少額随意契約のうち、原則10日間以上の公表期間が確保出来る等時間的な余裕があり、業務に支障のない案件であるとともに、オープンカウンター方式によることが効果的であると見込まれる案件で、支出負担行為担当官が必要と認めるものとする。

2 案件公表方法

千葉県警察ホームページの契約情報関係コーナーへ掲載して公表する。

3 参加資格

原則として次に定める条件を全て満たす者とする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 「暴力団排除に関する誓約事項」（別添）について誓約できる者であること。

4 見積書の提出

- (1) 見積書の提出は持参又は郵送とする。
- (2) 見積書には以下の事項を記載することとする。

ア 見積書作成年月日

イ 宛名（「支出負担行為担当官 千葉県警察会計担当官」）

ウ 参加者の住所、氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の職氏名及び押印）

エ 案件名称

オ 見積金額（消費税込）

- (3) 見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず押印をしなければならない。
- (4) 提出した見積書を書換え又は撤回することはできない。
- (5) 仕様書に「同等品可」と記載された案件において、同等品による見積参加を希望する者は、見積書提出期限の閉庁日を除く3日前の午後5時までに同等品等に係るカタログ又は仕様書を提

出し、千葉県警察本部の事前承認を得なければならない。

5 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は、これを無効とする。

- (1) 必要な資格を満たさない者が提出した見積書
- (2) 見積書の記載等に不備があるもの
- (3) 同一の見積書について、2 通以上提出された見積書の全て
- (4) 見積参加者が協定をして見積もったもの
- (5) 調達件名、見積額の記載がないもの
- (6) 金額訂正をした見積書
- (7) 錯誤により提出されたと認められる見積書
- (8) 誤字脱字等により意思表示が明確でないもの
- (9) 提出期限までに到達しなかったもの
- (10) 見積書作成に当たり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で記載されたもの
- (11) その他見積りに関する条件に違反したもの

6 契約相手方の決定

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、最低価格を提示した者を契約相手方として決定する。
- (2) 上記において同価の見積が 2 者以上ある場合には、予算決算及び会計令第 83 条の規定の例に倣い、くじ引きにより決定する。
- (3) 参加者不在の場合又は予定価格に達した見積書がない場合には、再度のオープンカウンター実施又は別途選定した者へ見積書の提出を依頼し、随意契約の協議を行う。

7 見積合わせ結果の連絡

- (1) 契約相手方として決定した者にのみ連絡する。
- (2) 他の参加者から問い合わせがあった際は、決定業者及び金額について回答する。

8 その他

- (1) 調達案件等の相手方を決定するために必要と認める場合は、見積参加者に対して追加資料の提出を求めることができるものとする。
- (2) 調達案件に係る言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この実施要領に定めのない事項は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）の規定による。
- (4) 契約担当官等の都合により、見積依頼途中であっても、調達を中止する場合がある。

本要領は、平成 30 年 10 月 1 日から適用する。